

# とやま中央会 FAX 情報

2021. 2. 15 発行 №601

## 富山県飲食業関連事業者支援給付金 (飲食店への時短要請に伴う事業者支援)について

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年1月13日(水)から、県民や事業者の皆様の行動を制限する「ステージ2」に移行し、酒類を提供する飲食店には、令和3年1月18日(月)から令和3年1月31日(日)までの間、感染拡大防止のため、「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」にご協力いただきました。

それに伴い、時短要請にご協力いただいた飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業の皆様のうち、経営に大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」を支給いたします。

### 1. 支給対象事業者

酒類を提供する飲食店への時短要請により、直接的に影響を受けた事業者で、次の事業者を対象とします。

- a. 飲食店と直接の取引がある事業者
- b. 運転代行業(「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、または受ける予定の事業者を除く。)

### 2. 給付金支給額

1事業者あたり20万円

### 3. 申請要件

給付金の申請要件は、次の全ての要件を満たす場合とします。

- a. 県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主であること。
- b. 酒類を提供する飲食店への時短要請により、直接的に影響を受けた事業者で、飲食店と直接の取引がある事業者又は運転代行業(「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、または受ける予定の事業者を除く。)であること。

c. 令和3年1月の売上が前年同月比で50%以上減少したこと。

d. 今後も事業を継続すること。

e. 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。

f. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

### 4. 申請受付期間

令和3年2月15日(月)から同年3月15日(月)

※当日消印有効

### 5. 申請方法

下記URLより必要書類等をダウンロードし、郵送にて申請してください。

〒930-8799(住所記載不要)

富山中央郵便局留 富山県飲食業関連事業者支援給付金事務局 宛

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1200/kj00023213.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1200/kj00023213.html)

## 6. 申請・お問い合わせ先

富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター  
電話番号 076-444-4155

※土、日曜日、祝祭日も開設しております。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談、お問い合わせフォーム(メール等)での対応等は行っていませんのでご注意ください。

## ◇ 富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2次)について

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年1月13日(水)から、県民や事業者の皆様の行動を制限する「ステージ2」に移行し、感染拡大防止のため、酒類の提供を行う飲食店の事業者の皆様へ「飲食店等における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」へのご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2次)」を支給するものです。

### 1. 協力金支給額

1店舗あたり 56万円

### 2. 協力要請期間

令和3年1月18日(月)～1月31日(日)

### 3. 要請内容

飲食店営業(食品衛生法)の許可を受けている酒類を提供する店舗(カラオケ店、ライブハウス等を含む)の午後9時から翌午前5時までの営業自粛

### 4. 申請要件

a. 時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店(カラオケ店、ライブハウス等を含む)  
※下記の店舗等は対象外となります。

・テイクアウト専門店、ケータリングなどのデリバリー専門店、スーパーやコンビニエンスストア等のイートインスペース、キッチンカー

・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合等

b. 業界ごとのガイドラインを遵守していること

c. 令和3年1月18日(月)午後9時から同年1月31日(日)の全ての期間において時短要請にご協力いただくこと(終日休業とした場合を含む)

d. 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること等

### 5. 申請受付期間

令和3年2月1日(月)～3月15日(月)※当日消印有効

### 6. 申請方法

下記URLより必要書類等をダウンロードし、郵送にて申請してください。

〒930-8501(住所記載不要)

富山県庁 新型コロナ拡大防止協力金(第2次)係  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1207/kj00023137.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1207/kj00023137.html)

### 7. 申請・お問い合わせ先

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2次)コールセンター

---

# 元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

## 富山第一銀行

電話番号 076-444-4078

受付時間 午前9時～午後5時

※土、日曜日、祝祭日も開設しております。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談、お問い合わせフォーム(メール等)での対応等は行っていませんのでご留意下さい。

## ◇ I o T ・ A I チャレンジ塾を開催します

県内企業の経営者・管理部門の方を対象として、I o T、A I 技術の導入や活用に理解を深めていただくため、企業の方から自社でのA I の導入事例をご紹介しますほか、I o T ・ A I に関するセミナーを開催します。

I o T、A I の導入や活用にご関心のある皆様、ぜひご参加ください！

### 1. 開催日時

#### ■ I o T ・ A I 導入事例発表

令和3年2月24日(水)午前10時～午前11時

#### ■ セミナー

令和3年3月8日(月)午前10時～午前11時30分

### 2. 内容

#### 【I o T ・ A I 導入事例発表】

<演題>

「A I 視覚検査から考える A I との付き合い方」

<事例紹介企業>

株式会社 SCREEN SPE ワークス

土井 康正 氏

高岡市に本社を置き、平成17年に設立した、半導体製造装置(洗浄装置)の製造を手掛ける企業。同社では、製品に搭載されるプリント基板の設定状況の検査を、自社開発A I を搭載した基板設定検査装置により実施し、目視検査と比べて不良発生率を低減させることに成功。社内でのA I の運用経験を踏まえ、人が何を判断し、A I に何を判断させるべきか、「人とA I の最適な関係」について検討している。

#### 【セミナー】

#### ■ 講演(60分)

演題「I o T で集めたお宝データを活用した改善活動」

講師 株式会社ビジネス・アイ代表取締役栃川昌文 氏  
○ 栃川氏紹介

1982年金沢大学理学部卒業。共同コンピュータ(株)で12年間S E (システムエンジニア)として情報システムの開発に従事。その後、(財)福井県産業情報センター(現:(公財)ふくい産業支援センター)で企業の情報化支援事業に携わる。1999年栃川システムデザイン事務所を開所し、2002年有限会社ビジネス・アイ(2006年株式会社ビジネス・アイに改組)を設立。「経営とI T の融和」を理念に経営に役立つ企業情報化に関するコンサルティング業務を行っている。

○ 役職・資格等

・ 一般社団法人A I ・ I o T 普及推進協議会理事・北陸支部長

・ N P O 法人福井県情報化支援協会理事長

・ I T コーディネータ、認定A I ・ I o T マスター  
コンサルタント

■ 富山県I o T 推進コンソーシアム及び県のI o T 導入支援の取組み(15分)

説明者: 富山県I o T 推進コンソーシアム事務局  
(富山県商工企画課)

■ (公財) 富山県新世紀産業機構によるI o T 等導入支援の取組み(15分)

説明者:(公財) 富山県新世紀産業機構I o T 等推進  
コーディネーター

### 3. 開催方法

オンラインセミナー形式(WEB会議システムZ o o m を使用します)

※参加方法は申込者に別途ご案内します。

### 4. 参加料

無料

### 5. お申込み方法

下記URLお申込みフォームよりお申込みください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/I9ENxJk8>

### 6. お問い合わせ先

富山県I o T 推進コンソーシアム事務局

(富山県商工労働部商工企画課企画係内)

電話番号 076-444-3243

## ◇ 確定申告はパソコン・スマートフォンをぜひご利用ください

例年、確定申告会場は大変混雑します。感染症リスク軽減のために、ぜひご自宅等からパソコンやスマートフォンでの申告をお願いします。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長しています。

### 1. 申告期限・納付期限

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税  
令和3年4月15日（木）まで
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税  
令和3年4月15日（木）まで

### 2. 確定申告会場

○今年の留意点  
混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。また、整理券は各会場で配布します。LINEから事前発行もしています。

○会場

富山税務署管内 富山県民会館（地下展示室）

高岡税務署管内 高岡税務署

魚津税務署管内 魚津税務署

砺波税務署管内 砺波税務署

※3月16日以降の会場については、変更になる可能性があります。

○開設期間

令和3年2月16日（火）から4月15日（木）まで

○受付時間

午前9時から午後4時まで

※土曜日、日曜日及び祝日は開設していませんが、2月21日（日）と2月28日（日）に限り、富山県民会館の会場のみ申告相談及び申告書の收受を行います。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

### 3. 入場整理券の配付方法など

a. 確定申告会場で当日配付

「入場整理券」は、当日各会場で配付します。全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

b. オンライン（LINE）で事前発行

国税庁LINE公式アカウントからオンラインで事前取得できます。

【LINEで「入場整理券」を取得する方法】

- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- ②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③税務署や来場希望日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップすれば完了

### 4. お問い合わせ先

ご不明な点は、国税庁ホームページをご覧ください。か、各税務署にお電話でお問合わせください。

富山税務署 電話番号 076-432-4912

高岡税務署 電話番号 0766-21-2501

魚津税務署 電話番号 0765-24-1370

砺波税務署 電話番号 0763-33-1073

新型定期預金  
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835